

お知らせ

農地転用等申請受付日について

(令和7年度の受付日の予定)

※ 予定ですので、都合により変更になる場合があります。

* 受付日までに申請書等が整わない場合は申請を受付けられません。

受付日前に提出書類の確認することは可能ですので、可能な限り事前に御相談ください。

1 農地法第3・4・5条許可等申請

(1) 申請受付日

4月	4・7・8・9・10	10月	6・7・8・9・10
5月	7・8・9	11月	4・5・6・7・10
6月	4・5・6・9・10	12月	4・5・8・9・10
7月	4・7・8・9・10	1月	5・6・7・8・9
8月	4・5・6・7・8	2月	4・5・6・9・10
9月	4・5・8・9・10	3月	4・5・6・9・10

* 受付日は、通常5日間の定期日(4～10)としておりますが、土日祝日と重なるときは、定期日前の日付となる場合があります。

* 受付日は、5日間程度で設定しております。

(※5月は異なります。)

* 「買受適格者証明」も上記日程です。

(2) 許可等予定日

①県許可 申請書提出月の翌月21日前後(県から受領後2日以内)

②市許可 申請書提出月の総会開催日以降(総会后2日以内)

* 追加の書類提出、事情聴取又は指導等の必要性が生じた際には、許可書等の交付が遅れる場合があります。

2 農地法第4・5条届出〈市街化区域〉

(1) 届出受付日及び受理書交付予定日

開庁日は随時受付をしています。

受付後、おおむね2週間で受理書交付となります。

* 追加の書類提出、事情聴取又は指導等の必要性が生じた際には、受理書等の交付が遅れる場合があります。

* 土・日曜日以外の休業日(祝日等)が含まれる場合は、休みの日数分、受理書等の交付が遅くなりますので御注意ください。

白岡市農業委員会

電話 92-1111 内線 247・248